

宿毛市地域クラブ設立の手引き

令和8年3月改定

宿毛市教育委員会

目 次

1	「宿毛市地域クラブ設立の手引き」策定に当たって	・・・ 2
	(1) 背景	・・・ 2
	(2) 趣旨	・・・ 2
2	地域クラブ活動	・・・ 3
	(1) 宿毛市が認定する地域クラブの要件	・・・ 3
	(2) 参加者	・・・ 3
	(3) 指導者	・・・ 4
3	地域クラブ活動の運営	・・・ 4
	(1) クラブ規約等の策定	・・・ 4
	(2) クラブ運営方針の策定	・・・ 5
	(3) 競技団体や大会等への参加登録	・・・ 5
	(4) 適切な休養日等の設定	・・・ 5
	(5) 活動場所	・・・ 6
	(6) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減	・・・ 6
	(7) 保険への加入	・・・ 7
	(8) 地域クラブと学校等の連携	・・・ 7
4	宿毛市地域クラブ認定について	・・・ 7
	(1) 宿毛市からの支援	・・・ 7
	(2) 宿毛市地域クラブ認定申請	・・・ 7
	(3) 宿毛市地域クラブ認定の決定及び通知	・・・ 7
	(4) 活動計画の変更等	・・・ 8
	(5) 活動報告書の提出	・・・ 8
	(6) 不認定クラブ及び未申請クラブ	・・・ 8
	(7) 認定取り消し	・・・ 8
5	個人情報の取り扱いについて	・・・ 8
6	関係法令	・・・ 9

1 「宿毛市地域クラブ設立の手引き」策定に当たって

(1) 背景

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、宿毛市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進む中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域展開に関する検討を進め、2025（令和7）年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。

(2) 趣旨

国のガイドラインでは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、改革実行期間における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。各地方公共団体においては、本ガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら改革を進めることが求められている。

円滑に地域展開を進めていくために、宿毛市では、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

そこで、宿毛市や高知県、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域展開を進めていき、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化芸術クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）を新たに整備するため、「宿毛市地域クラブ設立の手引き」を策定することとした。

宿毛市の学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本手引きを踏まえた共通理解の下、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、段階的な取組を進めていく。

2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

(1) 宿毛市が認定する地域クラブの要件

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある。

宿毛市が認定する地域クラブ（以下、「宿毛市地域クラブ」という）は、以下の①～⑧の要件を全て満たすこととし、満たさない場合は原則として宿毛市地域クラブの対象としない。

- ① 国が通知した、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- ② 学校部活動（学校に地域クラブが所管しようとする部活動がない場合も含む）を引き受ける団体であること
- ③ 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- ④ 規約等に基づいて団体の運営を行い、会計について公の場（団体の総会等）で承認を受け、適切に処理されていること
- ⑤ 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向け、必要に応じて学校と連携する体制が整っていること
- ⑥ 宿毛市が基準として示す指導者資格を有した者が在籍していること
- ⑦ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- ⑧ 適切な活動時間や休養日等を設定していること
- ⑨ 宿毛市内を主な練習場所として活動し、かつ宿毛市に住所がある中学生が参加している（設立時においては参加予定である）こと

(2) 参加者

従来の学校部活動に所属している生徒だけでなく、今まで学校部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒、障害のある生徒等を含めて、参加を希望する全ての生徒を対象とする。

(3) 指導者

生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であること。また、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組む、以下の①～⑤の全てを満たす者とする。

- ① 成人（満 18 歳）に達していること（学生を含む）
- ② 宿毛市、高知県、国の指導方針に基づいて指導することができ、日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性、思考力や判断力等、心身を育てる総合的な指導力など）
- ③ 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条各号に該当しないこと
- ④ 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと
- ⑤ 以下の（ア）～（カ）のいずれかに該当する者
 - （ア） 教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
 - （イ） 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者（スポーツ指導者資格等）
 - （ウ） 学校教育法第 1 条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の部活動で指導実績のある者
 - （エ） 宿毛市教育委員会の推薦がある者
 - （オ） その他、宿毛市または高知県が定める研修会を修了した者

3 地域クラブ活動の運営

地域クラブは、宿毛市や高知県の方針、国のガイドライン、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守し、生徒それぞれの志向にあった活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約等の策定、人員体制の整備等を行う。

また、移行期においては、活動の運営方針、月間・年間の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、適切な管理を行う。

(1) クラブ規約等の策定

地域クラブは、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すためにクラブ規約等を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ること。

《参考》クラブ規約等の構成例

- 1 総則（クラブの名称と所在地）

- 2 目的
- 3 事業
- 4 会員（資格、手続き、会費等）
- 5 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務等）
- 6 会議（総会や運営委員会等の運営組織とその役割）
- 7 会計（会計年度、会計の原則、資金の管理等）
- 8 規約の改定
- 9 クラブの解散
- 10 附則（施行日等）

（2）クラブ運営方針の策定

地域クラブは、上述の規約等に基づいて、「運営方針」を策定し、活動の方向性を示す。

地域クラブの「運営方針」策定に当たって、生徒の中には、より上位の大会やコンクールを目指すだけでなく、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮すること。

《参考》クラブ運営方針の内容例

- ・ 活動の目的・育てたいクラブ加入者像・向上させたい力
- ・ 具体的な手立て・活動時間、休養日等

（3）競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認し、以下のことについて留意する。

- ① 地域クラブとして大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、運営団体は、移行期において、登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮すること
- ② 中体連等が主催する大会をはじめ、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認すること
- ③ 地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営にスタッフとして積極的に参加すること

（4）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、休養日・活動時間を設定する。

学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に生徒が所属する場合、または、複数の認定地域クラブ活動に生徒が所属する場合においては、当該生徒の活動状況を関係者間で把握し、①および②に掲げる範囲内において生徒を活動させるよう、宿毛市地域クラブと学校が連携し調整すること。

① 休養日

(ア) 週2日以上休養日を設定すること。

(イ) 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること

② 活動時間

(ア) 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

(イ) 大会等(遠征・合宿・練習試合を含む。)は、上記の練習時間とは別にされるが生徒の健康・安全を第一に考えること

(ウ) 地域や学校の実態を踏まえて活動時間は工夫すること(定期試験前後の一定期間に休養日を設定、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等)

(5) 活動場所

活動場所は、市内各中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設だけでなく、地域団体・民間事業者等が有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。

また、学校施設等を利用する際は、施設の設置者の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

移行期においては、学校施設で学校部活動が行われていることが想定されるため、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

(6) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減

地域クラブは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

また、地域クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(7) 保険への加入

地域クラブは、指導者や参加する生徒等に対して、事故や自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。

(8) 地域クラブと学校等の連携

生徒は地域クラブ活動に加え、地域の活動や、移行期には学校部活動も行うなど、多様な活動をすることが想定される。

そのため、心身に負担がかかり、健全な発育・発達に弊害が出ることはないよう、地域クラブは学校と活動内容等の情報を共有し、活動過多の予防に資する。

地域クラブ活動を実施する中で、学校行事が大会・試合等（前後泊など移動を含む）と重複することが想定されるが、地域クラブは原則として学校行事を優先させるよう十分配慮する。

また、地域クラブの指導者及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になってくることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。

4 宿毛市地域クラブ認定について

(1) 宿毛市からの支援

宿毛市地域クラブに認定された団体については、以下①～③までの支援を一定期間、宿毛市が行うこととする。

- ① 認定を受けた団体が活動するために必要となる費用の補助
- ② 公共のスポーツ・文化芸術施設の低廉な利用料での利用を認めるほか、地域の中学校をはじめとする学校施設の優先的な許可
- ③ その他、団体の運営（各種手続き）に関する補助

(2) 宿毛市地域クラブ認定申請

認定を受けようとする団体は、申請書（様式第1号）により、関係資料を添えて申請を行うものとする。

(3) 宿毛市地域クラブ認定の決定及び通知

宿毛市は、宿毛市地域クラブ認定申請を受けたときは申請内容を審査し、認定の決定をするものとする。

宿毛市は、認定を決定したときは、認定通知書（様式第3号）により、不認定したときは、不認定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
宿毛市は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

（4）活動計画の変更等

宿毛市地域クラブ認定団体は、認定決定後、活動内容を著しく変更、または活動を中止しようとするときは、あらためて活動計画書、もしくは書面を宿毛市に提出する。

（5）活動報告書の提出

認定された地域クラブは、活動が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、活動完了報告書（様式第5号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（6）不認定クラブ及び未申請クラブ

宿毛市地域クラブに申請し不認定となったクラブもしくは申請手続きを行っていないクラブにおいて、怪我や運営、活動場所等のトラブルが発生した場合、宿毛市及び学校側においては一切責任を負わない。

（7）認定取り消し

宿毛市地域クラブ認定の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消し及び補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- ① 申請内容に虚偽の申告があったとき
- ② 地域クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき
- ③ 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ④ その他、地域クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき

5 個人情報取り扱いについて

宿毛市地域クラブ認定申請書等に記載された内容については、地域クラブの円滑な運営を目的として、宿毛市教育委員会で主管する会議等に提供するため、参加者、指導者、地域クラブ構成員等に同意を得た上で申請書等を提出する。

なお、上記の目的以外には利用しない。

6 関係法令

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。